

# 電動自転車共同利用実験参加者確認書

名古屋大学森川・山本・三輪研究室 御中

私は、電動自転車（以下「自転車」という）の共同利用実験（以下「実験」という）参加にあたり、次の項目を理解し、遵守することに同意します。

## 1. モニター登録について

- 名古屋大学森川・山本・三輪研究室（以下「当研究室」という）は、「電動自転車共同利用実験」において、モニター希望者との間で、本書類が定めるところにより、実験期間中、自転車を貸し渡すサービスを提供します。なお、本規約に定めない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします。
- 実験への参加を希望するモニターは、本確認書を承諾のうえ、当研究室が指定する方法によりモニター登録の申し込みを行うものとします。
- モニターによる申し込みに対し、当研究室が承諾した場合に、登録が成立するものとします。
- 当研究室は、モニターが次の各号の一つにでも該当する場合には、登録を拒絶することができるものとします。
  - ① 本学の博士課程・大学院の学生の資格を有しないもの。
  - ② 身体的に自転車を安全に運転することが困難であると判断したとき。
  - ③ 過去の貸し渡しについて、ルールの順守が行われなかったもの。
  - ④ 本確認書への同意がないとき。
  - ⑤ 日本語による使用ルールが理解できないもの。
  - ⑥ その他、当研究室が適当でないと認めたとき。
- 自転車を利用できる者は、モニター登録した本人に限定されるものとします。
- 登録時に、提供した個人情報等について変更が生じた場合には、その旨を直ちに当研究室に連絡し、承認を得るものとします。なお、連絡された内容が、サービスの遂行に支障をきたすと判断した場合は、登録を解除できるものとします。
- 当研究室は、モニターが次の各号の一つにでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく、サービスの利用を一時的に停止、または登録を解除することができるものとします。
  - ① 本確認書の内容に違反したとき。
  - ② 自転車の使用において、交通事故を起こしたとき。
  - ③ 利用のルールが遵守されていないと判断したとき。
  - ④ モニターとの連絡が取れなくなった場合、入会時の情報に誤りがあった場合等、サービス利用の継続が不適當であると当研究室が判断したとき。

## 2. 貸出について

- 登録の有効期間は、実験が終了する平成 26 年 3 月 31 日までとします。実験の実施期間は実験の Web サイトにおいて公表するものとします。なお、実施期間は、天候その他の運営上の理由により、予告無く変更する場合があります。
- 自転車またはシェアリングシステムの全部または一部の使用不能、その他の理由により、実験の継続が困難であると当研究室が判断した場合、一方的に当該実験を中止することができるものとします。

- モニターは、自転車を借り受ける都度、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴りなどの安全な利用ができる状態であることを確認するものとします。また、注意義務をもって自転車を使用・保管するものとします。
- モニターは、本人確認および自転車・バッテリーボックスの開錠および施錠を行うために、当研究室が指定するユーザーカードを使用するものとします。ユーザーカードは注意義務をもって、使用・保管するものとし、第三者に使用させてはならないものとします。
- ユーザーカードの紛失、盗難、滅失または破損（以下「紛失等」という）の場合、モニターは、速やかにその旨を運営事務局へ届け出るものとします。
- 自転車を使用するモニターは、利用可能な自転車を保管しているサイクルポート（以下「デポ」という）において、モニター自らが貸出手続きを行うものとします。

### 3.事故・故障・盗難について

- モニターは、借受時間中に自転車およびデポの異常または故障を発見したときは、直ちに利用を中止し、運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従うものとします。
- モニターは、借受時間中に自転車の盗難などが発生したときは、直ちに盗難の状況などを運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従うものとします。また、自転車の盗難にかかる負担金として、当研究室が指定する金額を支払うものとします。ただし、モニターの責に帰さない事由による場合を除きます。
- 自転車の借受時間中に、当該自転車に係る事故が発生したときは、モニターは、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
  - ① 直ちに事故の状況などを所管の警察および運営事務局に連絡すること。
  - ② 当該事故に関し、当研究室が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。
  - ③ 当該事故に関し、第三者と示談または協定を締結するときは、あらかじめ当研究室の承諾を受けること。
- モニターは、前項によるほか自らの責任と費用において事故の処理・解決を図るものとします。
- モニターは、自転車を借り受けしている間について、自転車に付帯している第2種TSマーク保険の適用範囲内で、その補償を受けることができます。第2種TSマーク保険の利用については、モニターと事務局が協議のもと、所定の必要な手続き全てを行うものとします。
- 警察および運営事務局に届出のない事故、もしくはモニターが本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険が受けられないことがあることをモニターは異議なく承諾します。
- モニターは、自転車を使用して第三者または当研究室に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、モニターの責に帰さない事由による場合を除きます。

### 4.禁止行為

- モニターは、自転車の借受時間中、次の行為をしてはならないものとします。
  - ① 自転車をモニター本人以外の者に使用をさせること。
  - ② 無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為。
  - ③ 交通規則を無視した自転車の使用。
  - ④ 乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適切な場所での使用。
  - ⑤ 歩行者などの通行障害となるような行為。
  - ⑥ 自転車の構造・装置などの改造及び変更。
  - ⑦ 条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地および通行の障害となるよう

な場所での駐輪。

- ⑧ 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為。
- ⑨ 自転車を各種テストもしくは競技、牽引もしくは後押しに使用すること。
- ⑩ その他、法令または公序良俗に違反する行為。

## 5.返却について

- ・ モニターは、自転車の返還にあたり、通常の使用による損耗を除き、借り受けた時の状態で返還するものとし、備品を含む自転車の全部または一部の損傷、紛失、盗難等がモニターの責に帰すべき事由によるときは、自転車の修理、再調達費用など、原状回復に要する一切の費用をモニターが負担するものとします。
- ・ モニターがデポ以外に自転車を放置したときは、返却手続きは完了していないものとみなします。
- ・ モニターは、自転車の返却に当たって、自転車にモニターの遺留品がないことを確認して返還するものとし、当研究室は、遺留品の紛失などについて何ら責任を負わないものとします。
- ・ 実験の運営時間を経過してもモニターが自転車を返還せず、かつ返還請求に応じないとき、またはモニターの所在が不明などの事情により、自転車が乗り逃げされたものと判断したときは、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。

## 6.卒業に伴うユーザーカードの返却について

- ・ 本学卒業に伴い、本実験の参加資格を失った場合、速やかにユーザーカードを返却するものとします。返却期限は、卒業する年の2月末日までとします。
- ・ なお、事務局が期日までにユーザーカードの返却を確認できない場合、担当教官を通じて返却要請を行うものとします。

## 7.個人情報の管理について

- ・ 当研究室は、モニター登録、HPでの初期登録、その他事業実施に伴って取得したモニターの個人情報を、下記の目的の範囲内で利用するものとします。
  - ① 実験における、モニター申込みと、入会の承諾などに当たり、適切な判断や対応を行うため。
  - ② 事業運営において、シェアリングシステムの管理に必要な連絡、各種書類の送付、本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
  - ③ モニターの管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令などにより必要となる管理を適切に行うため。
  - ④ 実験内容に関するアンケート調査を行うため。
  - ⑤ 実験の分析上必要な統計資料の作成など、各種の管理および分析を行うため。
- ・ モニターは、当研究室に対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、当研究室が保有する個人情報が不正確または誤りであることが判明した場合には、当研究室は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- ・ モニターの事前の同意がない限り、取得した個人情報を第三者へは提供いたしません。第三者へ提供する場合には、取得時又は情報提供前にモニターの同意を得ます。

年 月 日

(捺印または自筆)

署名